

令和4年

富士川町議会

第4回臨時会会議録

令和4年12月27日 開会

令和4年12月27日 閉会

山梨県富士川町議会

令和4年

富士川町議会第4回臨時会

令和4年12月27日

令和4年12月27日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第91号 令和4年度富士川町一般会計補正予算（第12号）  
日程第 5 議案第92号 令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）  
日程第 6 議案第93号 令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第 7 議案第94号 令和4年度富士川町水道事業会計補正予算（第3号）  
日程第 8 議案第95号 富士川町旧庁舎他アスベスト含有吹付材除去工事請負契約の締結について  
日程第 9 同意第33号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 宇田川 朱 恵 | 2番  | 神 田 雅 也 |
| 3番  | 依 田 誠 司 | 4番  | 深 澤 一 幸 |
| 5番  | 小 林 和 良 | 6番  | 秋 山 仁   |
| 7番  | 望 月 眞   | 8番  | 小 林 有紀子 |
| 9番  | 齊 藤 欽 也 | 10番 | 青 柳 光 仁 |
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
| 13番 | 堀 内 春 美 |     |         |

3. 欠席議員

な し

4. 会議録署名議員

11番 鮫 田 洋 平

12番 井 上 光 三

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11人）

町	長	望	月	利	樹	教	育	長	古	屋	三	千	雄							
会	計	管	理	者	秋	山		忠	政	策	秘	書	課	長	早	川	竜	一		
財	務	課	長	樋	口	一	也		管	財	課	長	渡	辺	成	昭				
町	民	生	活	課	長	一	之	瀬	三	千	土	木	整	備	課	長	河	原	恵	一
上	下	水	道	課	長	依	田	正	紀		生	涯	学	習	課	長	井	上		誠

6. 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	原	田	和	佳		
書						記	横	内	太	加	志

開会 午後 2時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

富士川町告示第73号をもって招集されました、令和4年第4回富士川町議会臨時会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番鮫田洋平君及び12番井上光三君を指名します。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第91号 令和4年度富士川町一般会計補正予算（第12号）

日程第5 議案第92号 令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第93号 令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第94号 令和4年度富士川町水道事業会計補正予算（第3号）

以上の4議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

———提案理由朗読説明———

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第91号から第94号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第91号について補足説明を求めます。

財務課長 樋口一也君。

○財務課長（樋口一也君）

タブレット3ページをお願いいたします。議案第91号、令和4年度富士川町一般会計補正予算第12号の補足説明をさせていただきます。表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和4年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。タブレット8ページ、事項別明細書表紙の次のページをお願いいたします。

（以下、令和4年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次のページからは、人件費に異動がありましたので給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。次にタブレット7ページにお戻りください。第2表繰越明許費補正について説明いたします。

（以下、第2表繰越明許費補正朗読説明）

以上で、議案第91号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第92号から第94号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田正紀君。

○上下水道課長（依田正紀君）

それでは、はじめに議案第92号の補足説明をさせていただきます。タブレット23ページをお開きください。

（以下、令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット28ページをお願いします。

（以下、令和4年度富士川町簡易水道事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

続きまして、議案第93号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いします。

（以下、令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット35ページをお願いします。

（以下、令和4年度富士川町営農飲雑用水事業特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

続きまして、議案第94号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いします。

（以下、令和4年度富士川町水道事業会計補正予算の朗読）

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明させていただきます。タブレット42ページをお願いします。

（以下、令和4年度富士川町水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次のページ以降は、令和5年3月31日を見越した予定のキャッシュフロー計算書と予定貸借対照表となっておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第92号、議案第93号、議案第94号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第91号から第94号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

タブレット10ページ、議案第91号、一般会計補正予算、4款衛生費1項保健衛生費8目出産・子育て応援事業費の977万5千円ですけれども、この事業の出産・子育てギフトとしての5万円については、国はクーポンによる給付を行なうことを原則としていますけれども、市町村判断で現金給付もオプションとして排除されないとされていますけれども、本町として現金給付とした理由をお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現金支給かクーポンかというところなのですが、国は、確実に子育て支援の用途に使用されることから、クーポンの支給を推奨しているところですが、町の作業においては、クーポンの印刷や取り扱える店の検討、換金の方法など準備に時間が掛かることが想定され、対象者の手元に届くのが遅くなってしまうことが考えられます。一方、現金給付は、作業工程がシンプルな分早期に支給できることに加えまして、物品購入だけではなく、県や町のサービス利用料の本人負担分に充てることのできることで、円滑なサービス利用につながるメリットがあるため、本町では現金を給付することとしています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

市町村によって現場の対応ということでされたのだと思いますけれども、なかなか子育て支援の消費として表れないおそれがあるという声も聞いておりますので、継続的支援としていく場合には、クーポンとして給付も考えられるのではないかと思いますけれども、令和5年9月以降の継続的支援も国は考えているということですので、クーポンとして考えていくということも町としては検討できますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えします。国では令和5年度分までは、この制度を実施する予定ということを表していますが、恒久的な制度になるというようなことは、まだ決まっておりません。万が一、恒久的な制度になるようなことがあれば、クーポン支給も視野に入れるように検討して参りたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

あと1つ、令和4年4月以降、事業開始前に妊娠届出をした方で、流産・死産などをされた方の場合は、支給対象となるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えします。国がこの制度の対象者を令和4年4月以降、妊娠・出産した者というふうにしておりますので、令和4年4月以前の方は対象とはなりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

先ほどの小林有紀子議員と同じところなのですが、議案第91号、富士川町一般会計補正予算（第12号）、出産・子育て応援事業についてお伺いいたします。経済的支援ということで、現金かクーポンかということをお聞きしたかったのですが、小林議員からもお話がありましたので、その質問をいたしません。

ただ、現金給付ということになりますと、使用目的以外の消費、それと貯蓄に回ってしまったら意味がないのではないかという話も聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。国のほうでは、先ほども申しましたとおり、クーポンの支給を推奨している訳ですが、物品を購入するときこの地域では、子育て支援につながる物品を取り扱っているお店が少ないこと、早急に手元に届くのが遅くなるというようなことから、現金給付を考えておりますが、今後恒久的な制度となったときに、クーポンの使用メリットが広く考えられるようになれば、クーポンの利用もこの地域でもメリットが出てくるのではないかと考えておりますので、そういったところも検討しながら町の支給方法を今後考えていきたいと思っておりますが、現段階では、早急に手元に行くということを優先的に考えておりますので、現金給付で対策をとって参りたいと思っております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

もう1つ、伴奏型支援ということで、経済的な面と人的支援ということを伺っております。人的支援ということになりまして、細かく見ましたら非常に業務が増えてくるのではないかと思います。人員については、増員を考えているのか、それとも配置換えを考えているのか、今までの職員の皆さんに少し負荷が掛かるけれども頑張ってくださいというような考えでいるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林恵さん。

○子育て支援課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。全員協議会の折にも説明をさせていただいておりますが、伴奏型支援の方法については、本町では既に母子手帳交付時、そして妊娠中の訪問、出産してからの乳幼児の訪問と相談業務は、現在国が想定しているものはほぼ行っておりますので、人員を増やすことなく現在のままで対応できるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

3つ目はありません。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第91号から第94号について質疑を終わります。

これから、議案第91号から第94号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第91号から第94号について、討論を終わります。

これから、日程第4 議案第91号から日程第7 議案第94号について一括して採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号から第94号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（堀内春美さん）

日程第8 議案第95号 富士川町旧庁舎他アスベスト含有吹付材除去工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提 案 理 由 朗 読 説 明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第95号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第95号の補足説明をさせていただきます。タブレット48ページをご覧ください。工事名につきましては、富士川町旧庁舎他アスベスト含有吹付材除去工事になります。工事場所につきましては、富士川町天神中條地内になります。工事概要につきましては、旧庁舎西棟、議場棟の外壁、

内壁及びダクト部分。また、南別館1階会議室内の聚楽壁に含有する吹付アスベストの除去工事があります。入札の方法につきましては、2者の一般競争入札であり、12月20日に入札を実施いたしました。結果につきましては、株式会社スギタ建工が落札いたしております。落札金額につきましては、税抜5250万円で、契約金額税込5775万円であります。落札率は、97.87%であります。工事期間につきましては、令和5年4月28日までとなっております。契約の相手方につきましては、山梨県甲府市小曲町1283番地、株式会社スギタ建工代表取締役杉田宗利であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

以上、議案第95号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第95号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

まず、アスベスト除去工事の締結に関する事で、今朝びっくりしたことがあったのですね。それが何かと言うと、私の家では山梨日日新聞と山梨建設新聞を取っているのですが、建設新聞の落札者決定結果というところに、スギタ建工ということが出ているのです。町長、これはどういうことで載っていると思いますか。ご説明をお願いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

建設新聞の朝刊につきましては、私のほうでまだ確認ができておりませんが、仮契約でありますので、本来新聞に載るというということは、議会議決をいただいた後でないと落札業者としての部分は載らないはずですが、その部分がもう出ているという形であれば、12月20日に実施させていただきました結果報告という形では言っていますので、その辺の掲載の部分につきましては新聞社のほうと確認をして、議決後の決定した部分は掲載していただいて構わないのですが、この案件につきましては、この議会終了後というような形で報告したものと思われますが、その経緯については調べさせていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

補足説明といたしますと、入札結果としての落札業者としてはスギタ建工で間違いはないということでございますので、それで今日議決案件でありますから議会への提案ということでございます。新聞報道の記事については、入札結果の落札者ということですから間違いはないということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

たぶん、そういう答えだろうと思ってはいましたが、今後は、議決してから載せるというような

指導をメディアのほうにさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、先日の全員協議会でも少しお話をさせていただいた訳なのですが、いま物価高騰の時代に、いま結果が出ている金額で全てがいくかということ、時間が経てば経つほど処理金額が高くなるということがあるかと思いますが、そうはいつでも、この入札をする前にしっかりと適正な価格に戻してやっておりますので、差異が出ないようにしているという説明は受けたのですが、それに間違いはございませんか。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

全員協議会の際に私がお答えさせていただきましたが、アスベスト除去であったり解体工事というものは、設計図書から面積等を推測して実施する部分であります。単価につきましては、見直しをした際の適正な単価ということで、これが変わるとというのは物価上昇がかなり著しいものがあつた場合は1.5%というルールがありますので、相手方から申し出が出たらそのルールに基づいて、見直しをする場合、しない場合の検討をさせていただくことになると思います。それから、実績につきましても、あくまで机上で考えた数量を適正に処理しているかの検査について増減があつた場合は、増えたら増えたなりの対応をしなければならないし、減つた場合は減額という形も考えられますので、その際にはもう1度議会へ承認をさせていただくという手続きになるかもしれませんので、その辺は議員の皆さま方には、その際によりしくお願いしたいと思っております。以上であります。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

わかりました。しっかり最後まで見ていただきながら、金額の変動をしっかり適正に行なつていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第95号について質疑を終わります。

これから、議案第95号について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第95号について、討論を終わります。

これから、日程第8 議案第95号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第9 同意第33号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第33号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第9 同意第33号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第33号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆さまにはお忙しいところ、大変ご苦勞さまでした。

令和4年第4回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦勞さまでした。

閉会 午後2時40分